

公益法人会計基準改正等について

す。

公益法人の活動状況を広く国民に対し解りやすくするため、公益法人の会計基準が改正されました。既に、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度から速やかに実施することとなっています。

ここでは、その趣旨や概要を紹介し、法人である地方水難救済会会計処理の円滑・適正化の参考にして頂きたいと思います。

公益法人会計基準（以下、「基準」といいます）は、公益法人会計に関する一般的、標準的な基準であり、公益法人会計の倫理及び実務の進展に従い、充実と改善を図つていこうとするものです。基準の目的は、公益法人の健全なる運営に資することを目的としており、その適用範囲は、民法第三十四条の規定に基づき設立された公益法人です。

従前の基準は昭和六十年九月十七日 公益法人指導監督連絡会議において決定されたものですが、平成十六年十月十四日付けて「公益法人会計基準の改正等について」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等が新たに公表されていま

報告第十五号「新公益法人会計基準適用に伴う収支予算書及び収支決算書の取扱いについて」が同年十一月九日付けで公表されています。

その後、指定正味財産の範囲や、特定資産の内容、更には退職給付会計や税効果会計等の会計実務に対応すべく関係方面と協議され、非営利法人委員会報告第二十九号「公益法人会計基準に関する実務指針」（その2）が公表されています。

新たな基準は、平成十八年四月一日以後開始する事業年度から速やかに実施することとされていますので、本会では平成十八年度から收支決算書及び収支予算書を作成することにいたしました。

基準の改正（変更点）の概要がわかるフローチャートやその他の詳細については、次のページにインターネットでアクセスしてご覧下さい。

<http://www.kohokyo.or.jp/non-profit/hojin/koeki/kaikei-kaiti.html>

なお、基準適用後も、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間は、監督官庁による指導監督を行っていく必要があることから、基準の中には含めないものの、基準の申し合せにおいて、内部管理事

項については、引き続き統一的な取り込みが求められることとなっています。

このことから、基準が適用された場合に実施すべき内部管理事項について、平成十七年三月二十三日に指導監督官庁の統一的な取扱いをするための申し合わせがなされています。

前述した基準の概要等を紹介した部分と重複する内容がありますが、その主な事項を挙げておきます。

一 会計処理規程について

公益法人は、固定資産管理者、出納責任者、会計帳簿、収支の期間区分に関する事項、科目間の流用及び予備費の使用等の予算に関する事項等、会計処理のために必要な事項について、会計処理規程を作成するものとする。

当該会計処理規程で定める予算に関する事項は、次のようなものが含まれて基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する

(二) 基準は、公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として、昭和五十二年三月に公益法人監督事務連絡協議会の申し合わせとして設定され、(途中省略) 公益法人が会計帳簿及び計算書類を作成するための基準として活用されてきたが、

平成十六年十月、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁会議において改正が行われ、平成十八年四月一日以後開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとされた。

(二) そこで、すべての公益法人において平成十八年四月一日以後開始する事業年度からできるだけ速やかにこの基準を適用し、会計処理の適正を期すよう指導する必要がある。

(三) この基準においては、内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）について特段の定めが置かれていらないが、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。

二 基準の実施時期等

本基準は、平成十八年四月一日以降開始する事業年度からできるだけ速やかに実施するものとする。

正味財産増減計算書について、当期正味財産増減額を増加原因及び減少原因に分けて、その両者を総額で示す洋式（フロー式）にする等の従前の会計基準においても実施されてきた事項については、平成十八年度以降の円滑な会計基準の移行に資するものとするよう、実施の奨励を図っていくものとする。